

財団法人神奈川県企業庁サービス協会寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人神奈川県企業庁サービス協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を厚木市中町4丁目16番21号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、自然環境保全のための水資源有効利用等の普及啓発及び地域住民の健康福祉増進のためのスポーツ普及活動を行うほか、地方財政法で定める公営企業（以下「公営企業」という。）が行う業務及びその他の業務の受託を通じて、きめ細かいサービスの提供を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水の有効利用、河川の水質浄化思想等の普及啓発に関すること。
- (2) 身体障害者が行うスポーツ活動への支援に関すること。
- (3) 公営企業が保有するPR用施設の管理運営に関すること。
- (4) 公営企業が行う業務の受託及び公営企業の事業用施設等の管理運営に関すること。
- (5) 公営企業等への労働者の派遣に関すること。
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。
2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 協会の事業計画及び予算は、毎事業年度、理事長が作成し、その年度開始の日の前日までに理事会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 協会の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度、理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類)

第13条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 常務理事 1人又は2人
- (3) 理事(理事長及び常務理事を含む。) 10人以上13人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

(役員兼務の禁止)

第15条 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、協会を代表し、会務を総括する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、この協会の常務を処理し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた順序でその職務を代理し、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序でその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条に掲げる職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、評議員会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第19条 協会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第21条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、協会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(理事会の開催)

第22条 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもって通知しなければならない。

ただし、緊急やむを得ないときは、口頭で招集することができる。

(理事会の議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第25条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(理事会の議決)

第26条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めがあるもののほか出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第27条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合においては、前2条の規定の適用は、出席した理事とみなす。

(書面表決による理事会)

第28条 理事長は、軽易な事項又は急施を要する事項については書面を送付して賛否を求め、理事会にかえることができる。

2 理事長は、前項の表決を求めた場合には、次に開催される理事会においてその結果を報告しなければならない。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(監事の出席)

第30条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に、評議員を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、その数は10人以上15人以内とする。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 第17条及び第18条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第18条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、協会の業務の執行に関する重要な事項につき、理事長の諮問に応じて審議し、その結果を報告することができる。

3 第22条及び第23条の規定は、評議員会の開催又は招集について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第33条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第34条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(評議員会の議決)

第35条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会における書面表決)

第36条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

(評議員会の議事録)

第37条 第29条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第38条 この寄付行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得たときは解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 協会が解散したときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、神奈川県又はこの法人と類似の目的をもつ法人に寄付する。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 2 協会の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。

附 則

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年3月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月21日から施行する。

